

令和 6 年 度 第 1 回 議 事 録

井原市農業委員会

令和 6 年 4 月 5 日（金）

1 招集日時 令和6年4月5日(金) 午後3時00分

2 開会日時 令和6年4月5日(金) 午後3時00分

3 閉会日時 令和6年4月5日(金) 午後3時50分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏 名	出欠等の別	議席 番号	氏 名	出欠等の別
1	西 田 日出子	出 席	9	澤 木 功	出 席
2	池 田 寛 子	〃	10	佐 能 直 樹	〃
3	黒 木 保 弘	〃	11	斎 藤 俊 二	〃
4	川 上 哲 雄	〃	12	川 上 茂	〃
5	竹 口 鉄 郎	〃	13	簗 戸 利 昭	〃
6	森 本 敏 晴	〃	14	佐 藤 千恵子	〃
7	川 上 巧	〃	15	森 永 忠 義	〃
8	山 岡 宏 子	〃	16	上 野 博 幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏 名	出欠等の別	担当 区域	氏 名	出欠等の別
1	岡 田 光 雄	出 席	4	織 田 一 郎	出 席
1	佐 藤 尚 孝	〃	4	妹 尾 利 文	〃
2	森 岡 知 義	〃	5	西 田 睦 夫	〃
3	植 田 隆 志	〃	5	三 宅 英 夫	〃
3	田 中 昭 和	〃	5	吉 實 績	〃

7 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
理 事	岡 本 健 治	主任主事	高 村 亮
局 長	馬 越 敏 晴	主 事	吉 田 真 一
次 長	吉 山 慎 一		

	氏 名		氏 名
傍 聴 人			

8 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請について
議案第 3 号	農用地利用集積計画の同意について

9 結果

議 案 番 号	議 題	採決結果
議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請について	許可
議案第 3 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	4番	川 上 哲 雄
井原市農業委員会委員	5番	竹 口 鉄 郎

11 議事経過の概要

次のとおり

第 1 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 6 年 4 月 5 日午後 3 時 00 分、会長が第 1 回農業委員会の開会を宣言した。

会 長 皆様、こんにちは。山の木々も緑が濃くなり、春本番というような陽気でございます。そういった中で、テレビを見ていると井原堤の桜も 7 分咲きというようなことを言うておりました。皆様も花見をしてコロナ禍で薄れた感覚を取り戻していただければと思います。

さて、企業に勤めている方たちは賃金が 5%程度上がるというような報道がありましたが、我々農業者はそのようなことはありませんので、色々なものの値上げは非常に痛手であります。そのような中で多少の救いというわけでもありませんが、年金が 2.7%引き上げられるということで、気分的には少し良くなるのではないかなと思っております。

能登半島地震が発生して 3 ヶ月が過ぎました。未だにお風呂もしっかりはいれない、家庭で日常的に使う水が満足に使えないというような状況を見聞きすると涙が出ます。完全に復旧するには 3 年ほどかかるのではないと言われております。やはり、出来るだけ協力をしていかなければならないと思います。我々が住んでいるところは、今までにそれほどひどい地震が来たことはありませんが、南海トラフ地震が発生すればどういう状況になるのか分かりません。しっかり対策をとっておく必要があるだろうと思っております。

最後になりますが、春が来たということは我々農業者の作業が本番になります。体調には十分に気を付けて、これからの農作業に従事していただきたいと思います。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、4 番席の川上哲雄委員、5 番席の竹口鉄郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は、農業委員、推進委員ともに全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 2 号農地法第 5 条許可申請について、議案第 3 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 1 号農地法第 3 条許可申請は 5 件で、全て所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地の場所は、●●●●線沿いの●●●●、●●●●
●●付近から南へ約 200m、●●●●から北へ約 200mのの場所で、旧山陽道と国道
の中間の場所にあります。4 月 2 日に譲受人にお話を伺いましたところ、譲
受人が耕作している農地が、今回の申請地のすぐ南側にあり、農作業で出入り
できる道が南側の 1 本しかないということです。ちょうど申請地が売りに出さ
れていたため、その一部を譲り受けて耕作するとともに、この後農地転用の申
請も出てきますが、出入り道とすることで北側からも出入りしやすくしたいと
いうことでした。特に問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●●番席の●●です。場所は●●町の●●●●がある●●●●線を南へ行った
ところにあります。譲受人のお父さんにお話を伺いました。自宅の近くであり、
水の便も良いので耕作をしていきたいということでした。特に問題はないと思
われますので、よろしくご審議の程、お願いします。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲受人とその旦那さんにお話を伺いました。譲渡人は
譲受人の甥という関係です。現在、旦那さんはお仕事をされていますが、退職
後は 2 人で耕作をしていきたいということでした。現地を確認したところ、休
耕していましたが草刈りはされており、畑としては再生可能な状態でした。問
題はないと思いますので、ご協議の程よろしくお願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●代理 ●番席の●●です。譲受人は●●町にお住まいの33歳の方です。ぶどうの新規就農で●●●●に入られています。就農にあたり●●町に転居され、その住宅と一緒に今回の農地を譲り受けるという申請です。現在の農地は3.6～3.7反で、将来的にはハウスぶどうも栽培したほうがよいという指導を受けているので、農地を増やしていきたいということでした。特に問題はありません。

会長 この件についての質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。先ほどの事務局の説明で、無償での取引ということでしたが、譲受人と譲渡人はどのような関係ですか。

事務局 申請時に関係性までは確認しておりませんが、無償取引となっているのは、住宅と農地が一緒になった売買契約書に農地部分の金額の記載がなかったため、無償という説明をさせていただきました。

●●代理 ●番席の●●です。申請地は急傾斜地であり畑としては耕作が難しい場所のため、無償になっているのではないかなと思います。

●●委員 ありがとうございます。

会長 その他は何かありませんか。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、5 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●代理 ●番席の●●です。譲受人は研修事業で●●●●に入って来られた方です。
この 4 月から研修を終えて、就農されるということです。まずは譲受人が就農し、現在ご主人は仕事をされておりますが、2 年ほどしてブドウの木が成木になり収穫量が増えたときには、仕事を辞めて一緒に農業をされる計画ということでした。非常にやる気があり、問題はないと思います。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条許可申請についてを議題とします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 今月の議案第 2 号第 5 条許可申請は賃貸借権の設定に関するものが 1 件、使用貸借権に関するものが 3 件、所有権の移転に関するものが 3 件です。それでは、1 番について説明いたします。
1 番の第 5 条の借受人●●●●について朗読説明。
転用理由は、借受人は、●●を経営する法人で、近くの申請地を借り受け、利用者用の駐車場を整備するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。3月25日に●●代理、●●委員、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。申請地は●●の南側に位置し、現在の駐車場に一部面したところにあります。この付近一帯は既に宅地化しており、唯一残っていた水田かと思います。そのため、この転用による他の農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所については、先ほど説明があった通りです。現在、●●の駐車場は狭く、度々事故が発生するという話を聞きました。いろいろな土地をあたって、この土地を借りる話がついたということでした。特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の第5条の借受人●●●●・●●●●について朗読説明。
転用理由は、借受人は現在アパートで暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地を借り受け、自己用住宅を建築し、転居するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●地区になるかと思いますが、●●に沿った道路沿いの土地であります。北隣には既に家が1軒建っております。雨水は既存水路へ、生活排水は合併浄化槽を設置して排水するということで、この転用による他の農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。この土地は、●●橋から北へ入ったところの河川敷の近くで、井原市の●●●●が行われていた場所付近です。周辺に農地はありますが、申請地は一番下手側に位置するため、排水の問題もなく、この転用による周辺農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の借受人●●●●について朗読説明。
転用理由は、借受人は、申請地に隣接する祖父の所有地への自己用住宅の建築に伴い、申請地を庭として一体的に利用するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は、説明が難しい場所にあるのですが、●●●●の東側で、旧山陽道の南側に位置します。宅地と宅地に挟まれており、若干雑

木も生えており、既に農地としての役割は少なかったのではないかと思います。周辺は宅地化しており、この転用による周辺農地への影響はありません。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所につきましては、●●●●を西へ150mほど進み、そこから南へ行ったところにあります。譲受人と譲渡人はお孫さんと祖父という関係です。申請地の北側には家屋のある宅地がありましたが、訪問時には取り壊しがされている最中でした。先ほどの説明にもあったとおり、宅地と宅地の間にある●●平方メートルの狭い土地です。宅地部分と一体的に住宅用地に転用とするということです。水路も整備されておりますので、問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第5条の譲受人●●●●について朗読説明。
転用理由は、譲受人は申請地周辺に居住している者で、自宅敷地内の車の置き場所が手狭になったため、自宅近くの申請地を譲り受けて整備し、車庫およびカーポートを設置するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●を下った●●●●のある交差点を●●●●方向に行く途中の北側にあります。申請地の両側はすでに宅地になっており、このあたりでは、申請地だけが農地として残っているという状況です。この転用による周辺農地への影響はないため、特に問題はありません。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所については、●●●●線から●●●●へ向けて 200 mほど行った交差点の北側でございます。申請地は休耕状態で、周辺は宅地化が進んでおります。車庫とカーポートを整備されるということですが、周辺農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5 番の第 5 条の譲受人●●●●（持分 2 分の 1）、●●●●（持分 2 分の 1）について朗読説明。

転用理由は、譲受人の 1 人である●●氏は、申請地に隣接する畑を譲渡人から購入するにあたり、出入道が必要なため、申請地を譲渡人と共有持分にし、共有の出入道とするものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●の南側に位置します。付近は道が狭く、申請の

とおり出入り道を整備すれば、安全に農作業ができると思いますので、特に問題はありません。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。先ほどの農地法第 3 条の申請でも申しましたとおり、現在の出入り道は南側しかないので、申請地を共有持ち分の出入り道として整備し、北側からの出入りを簡単にしたいという申請でございます。特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、6 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6 番の第 5 条の譲受人●●●●（持分 3 分の 2）、●●●●（持分 3 分の 1）について朗読説明。

 転用理由は、譲受人は、現在アパートで暮らしているが手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

 以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●の道を隔てて反対側に 10mほど入った場所にあります。道の高さまで 80cm 程度埋め立てるということでございます。住環境が整っており、雨水は既存水路へ、生活排水は公共下水道へ排水するということで、問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所につきましては当番委員さんの説明のとおりです。周辺は宅地化が進んでおり、排水環境も整っているため、この転用による周辺農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、7 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 7 番の第 5 条の借受人●●●●・●●●●について朗読説明。
転用理由は、借受人は現在アパートで暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、親の所有地である申請地およびその隣接地を借り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。なお、住宅が農地へ越境していたため始末書が出ております。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。現地を確認したところ、先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、住宅部分が農地部分へ 2mほどはみ出て建っているということでした。既存水路へ、生活排水は合併浄化槽へ排水するということです。この転用による周辺の農地への影響はないものと思われ、始末書も出ておりますし、致し方無いかと思えます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。土地の所在は、●●線沿いで●●●●から西へ 400mほどのところにあります。現地を確認しましたが、農地部分をコンクリート舗装しており、話を聞くと農地という認識が無く、宅地であると思っていたということでした。致し方無いかと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の同意について」を議題いたします。事務局から説明願います。

事 務 局 令和6年4月12日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。

以上をもちまして、本日提案されました３件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後３時５０分